

令和5年度 保育所等の利用申込みが始まります

子育て支援課（☎017-734-5330）、浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1113）

令和5年4月からの新規利用申込みを受付します。
保育所、認定こども園等を利用する場合、市への申込みが必要です。下記受付場所で配布する「令和5年度青森市教育・保育施設等利用案内」をご覧ください。

※保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の新規利用申込みは、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」から電子申請できます。



子育て支援課 村上、後藤

- **申込みできるかた** 就労や病気などの理由によって児童の保育が必要である保護者
- **受付場所** 子育て支援課、浪岡振興部健康福祉課、各保育所または認定こども園等
- **受付期間**

- 第1回 受付** 令和4年12月1日(木)～2月1日(水)
保育所等受付は1月31日(火)まで
- 第2回 受付** 令和5年2月2日(木)～3月1日(水)
保育所等受付は2月28日(火)まで
- 第3回 受付** 令和5年3月2日(木)～3月15日(水)
保育所等受付は3月14日(火)まで

- **申込みの際に必要なもの**
 - ① 令和5年度教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
 - ② 保育所等見学チェック表
 - ③ 保育が必要であることを証明するもの **【表1】**
 - ④ 保育料軽減及び副食費徴収免除者を決定するための提出書類 **【表2】**
 - ⑤ 食物アレルギー調査票（アレルギーがある場合）
- **申込みの前に必要なこと**
児童と一緒に希望保育所等を見学し、保育所等見学チェック表にサインをもらってください。 **【図1】**
- **利用の決定**
各家庭の諸事情を総合的に勘案した上で審査し、利用の可否を決定します。

【表1】 令和5年4月から保育が必要であることを証明するもの（次のいずれか）

保護者の状況	提出書類	
就労 月60時間 以上の就労	会社などに勤務している場合	◎就労証明書(受付場所で様式を配布)
	自営業や農漁業の場合	◎就労証明書及び民生委員の状況確認報告書(いずれも受付場所で様式を配布)
	内職の場合	◎雇用されている場合は就労証明書(受付場所で様式を配布) ◎自営の場合は就労証明書及び民生委員の状況確認報告書(いずれも受付場所で様式を配布)
保護者が産前産後の場合	◎母子健康手帳の氏名及び出産予定月記載ページの写し	
保護者が長期療養を要したり、障がいのある場合	◎診断書※保育が困難であることが記載されているもの ◎身体障害者手帳・愛護(療育)手帳・精神障害者保健福祉手帳などの氏名・等級・交付年月日記載ページの写し	
保護者が病人や障がい者などの看護や介護をしている場合	◎診断書※看護や介護が必要であることが記載されているもの ◎身体障害者手帳・愛護(療育)手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証などの氏名・等級・交付年月日記載ページの写し	
災害等で被災した自宅等の復旧活動を行う場合	◎り災証明書などの写し	
職業訓練校、大学、専門学校などに通学している場合（月60時間以上の通学）※趣味の講座、カルチャースクールなどは認められません	◎在学(籍)証明書(受講期間が記載されたもの) ◎月60時間以上の受講状況がわかるカリキュラム表などの写し	
その他、市が認める場合	◎子育て支援課・浪岡振興部健康福祉課へご相談ください	

※保護者以外の同居者についても証明書などを提出していただく場合があります。

【図1】 利用申込みまでの流れ

市窓口、保育所等で
申込書類を入手

必ず児童と一緒に保育所等を見学(要予約)し、保育所等見学チェック表にサインをもらう

※アレルギーがある場合は「調査票」を持参

市窓口、保育所等へ
申込書類を提出

【表2】 保育料等を決定するための提出書類 ※下記書類を提出した場合、保育料の軽減等の適用や副食費徴収免除となる場合があります。

書類の提出が必要な場合	提出書類
児童の就学前の兄弟姉妹が次の施設を利用している 〔新制度に移行しない幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援〕	◎在園(所)証明書
児童本人または同居者が次の手帳等の交付を受けている 〔身体障害者手帳、愛護(療育)手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書〕	◎手帳等の写し

12月3日～9日は

障がい者週間

障がい者支援課

(☎017-734-2317、☒017-734-5329)

本市では、障がいのある人もない人も誰もがお互いに尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指しています。

ご利用ください！

「青森市コミュニケーション支援ボード」



障がい等により、コミュニケーションが困難なかたとの意思疎通の支援ツールとして、市役所全ての窓口を設置しています。

ふれあうぞハート！障がい者週間2022

時12月3日(土)～9日(金) 9:00～17:00

所駅前庁舎1階 駅前スクエア

囚うららマルシェに参加している事業所の活動内容を紹介するパネル展示や障がいのある人とない人の心がふれあうイベントを開催！ぜひお立ち寄りください。

障がい者週間特別展示のお知らせ

視て！聴いて！触って！バリアフリーな図書館

～障がいのある人もない人も、みんなが読書でつながろう！～

特別支援学校児童生徒の作品、点字図書、録音図書、手話の本、様々な障がいのあるかたへの理解を深める図書、さわる絵本などの展示、視覚障がい者用機器体験、対面朗読体験など ※内容によって、開催日時が異なります。詳細はお問合せください。

時12月3日(土)～9日(金) 9:00～20:00

所岡市民図書館 (☎017-776-2455)

特別障害者手当などの支給について

障がい者支援課 (☎017-734-5319)

浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1113)

在宅等で常時介護を必要とする障がいのあるかたや、障がいのある20歳未満の児童を監護している父母などに対する手当を支給します。所得制限がありますので、詳細はお問合せください。

手当の種類	対象	支給月額
特別障害者手当	精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅等の20歳以上のかた	27,300円 ※支払月は2月、5月、8月、11月
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅等の20歳未満のかた	14,850円 ※支払月は2月、5月、8月、11月
特別児童扶養手当	精神または身体に中度以上の障がいを有する20歳未満の児童を在宅等で監護、養育している父母等	1級 52,400円、2級 34,900円 ※支払月は4月、8月、11月

市営バス利用促進

調査員の募集

12月5日から試験運用予定

の「バスロケーションシステム」や、本年3月に導入した地域連携ICカード「AOPASS」など、新たなサービスについて評価いただくための調査員を募集します。

応募資格▶①本市在住の満15

歳以上で、週2日以上市営

バスを利用しているかた

※交通部職員及び同居の家

族は応募不可

②「AOPASS」をお持ち

ちのかた

※Suica等、他の交通

系ICカードは不可

③スマートフォンなどで、

毎週1回、バスロケーション

システムを使用できるかた

※通信費は自己負担

活動内容▶市営バスを利用し

た際の評価について、毎週

1回、所定の様式でレポート

を作成し、翌月5日まで

にまとめて提出

募集人員/任期▶25人程度/

令和5年1月1日～令和5

年2月28日

謝礼▶任期終了後にお手持ち

の「AOPASS」へ、市営バスの運賃支払いに利用可能な5千円相当分のポイントを進呈

選考▶地域・利用路線・利用

回数を考慮の上選考 ※選

考結果は12月30日(金)まで

に通知)

申開12月12日(月)までに、

住所、氏名、年齢、電話番号、

メールアドレス、主な

利用区間と目的(通勤・通

学・買物・通院・その他)・

平均週間利用日数・市営バ

スについて日頃感じている

こと(400～800字程度)を、

郵送またはEメールで、

〒039-13503 野内字菊

川47-1 青森市交通部管

理課 (☎017-726-1545

9、✉kotsu-kanri@city.

aomori.aomori.jp) <

